

短時間労働者の社会保険適用拡大に伴う検討表(配偶者手当減を除く)

2016.6.03

9.17厚生年金修正

本人の社会保険料(新規)				本人の給与と配偶者控除額				本人の税額			配偶者の税額		
適用される人 ○通常の労働者の週労働時間、月労働日数の四分之三以上労働者 ○特定四分の三未満短時間労働者(上記以外で特定適用事業場(被保険者501人以上)の、①週所定労働時間20H、②月収8.8万円(年収106万円)、③1年以上勤務、④学生でない、の要件を満たす者)				(A) 給与所得	(B) 合計所得金額 A - 65	配偶者(特別)控除額		(C) 課税所得金額	所得税	住民税	配偶者控除減額による増額		
						所得税申告	住民税申告				増額所得税	増額住民税	計
				~100万円	~35万円	38万円	33万円	0	0	0	0	0	0
				100万円~	35~38万円			36万円	0	0	0	0	0
健康保険		厚生年金	計	103万円~	38~40万円未満	31万円	B-各種控除						
40歳未満	40歳以上			5.02%	5.81%			9.091%	14.111~14.901%	105万円~	40~45万円未満	1,000	0
				110万円~	45~50万円未満	26万円	・C > 0 → C × 5%	・C > 0 → C × 10% +均等割	・C > 0 → C × 10% +均等割	・C > 0 → C × 10% +均等割	3,500	2,000	5,500
月額保険料(円)				115万円~	50~55万円未満	21万円					6,000	7,000	13,000
標準報酬		報酬月額		健康保険料		厚生年金 保険料	120万円~	55~60万円未満	16万円	7,500	11,000	18,500	
等級	月額	円以上	円未満	40歳未満	40歳以上		125万円~	60~65万円未満	11万円	11,000	17,000	28,000	
1	58,000	~	63,000	2,911.6	3,369.8	130万円~	65~70万円未満	6万円	13,500	22,000	35,500		
2	68,000	63,000	~	3,413.6	3,950.8	135万円~	70~75万円未満	3万円	16,000	27,000	43,000		
3	78,000	73,000	~	3,915.6	4,531.8	140万円~	75~76万円未満	ナシ	17,500	30,000	47,500		
4(1)	88,000	83,000	~	4,417.6	5,112.8	141万円以上	76万円以上~	ナシ	19,000	33,000	52,000		
5(2)	98,000	93,000	~	4,919.6	5,693.8								
6(3)	104,000	101,000	~	5,220.8	6,042.4								
7(4)	110,000	107,000	~	5,522.0	6,391.0								
8(5)	118,000	114,000	~	5,923.6	6,855.8								
9(6)	126,000	122,000	~	6,325.2	7,320.6								

【社保拡大適用要件・月額賃金(8万8千円以上)とは】

含む○

住居手当

含まない×

通勤手当, 扶養手当, 精勤手当, 時間外, 賞与

* 給与所得(A)の支払金額が162.5万円以下は、合計所得金額(B)は「給与所得-65万円」
(C)欄の各種控除は、基礎控除(所得税38万円, 住民税33万円)+社会保険料控除など
H28現在、広島市の住民税の均等割は、5,500円です。

【月額賃金 8万8千円以上】の人の年間【社会保険料】は、約15万円以上になる
標準報酬月額 88,000円なら、<健保・等級4 4,418円 or 5,113円/月><厚生・等級1 8,000円/月>
賞与にも、1000円未満切り捨て額に同じ率で社会保険料

賃金の
考え方

【社会保険料計算・報酬月額とは】

含む○

通勤手当, 扶養手当, 住居手当, 精勤手当, 時間外

含まない×

出張旅費, 賞与

【税計算・給与所得とは】

含む○

扶養手当, 住居手当, 精勤手当, 時間外, 賞与

含まない×

旅費, 通勤手当(限度規定あり)

(参考)源泉徴収は、月額(社会保険料等控除後の給与等) 88,000円から行う